

審査ニュース 245号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける平日の時間外加算の算定について、新型コロナ陽性患者に対する在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、同一日の複数処方箋の受付回数についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】 平日の時間外加算の算定について

【事例2】 新型コロナ陽性患者に対する在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について

【事例3】 同一日の複数処方箋の受付回数について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

事例 1（査定事例） 平日の時間外加算の算定について

〈処方〉

ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」 10錠
【頓服】 1回1錠 発熱時・疼痛時

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・1	12・1	ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」10錠 【頓服】 1回1錠 発熱時・疼痛時	10	1	21 4	10	薬時21 調時4
摘要	受付 16：15								

基本料	時間外
	時 1
121	121

審査委員会での【請求に対する疑義？】
Q、12月1日は平日木曜日です。時間外加算
の算定はいかがでしょうか？

？ ？

〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・1	12・1	ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」10錠 【頓服】 1回1錠 発熱時・疼痛時	10	1	21 4	10	薬時21 調時4
摘要	受付 16：15								

基本料	時間外
	時 1
121	121

この事例は、平日の午後を閉局としている保険薬局において、16時過ぎに患者から処方箋調剤の求めがあったため薬局を開けて応需し、時間外加算を算定して請求されたケースです。
時間外加算は、「各都道府県における保険薬局の開局時間の実態、患者の来局上の便宜等を考慮して、一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業日とする保険薬局における当該休業日とする。」とされており、保険薬局の閉局時間帯すべてが対象となるわけではありません。このケースでは、夜間・休日等加算の対象となる時間帯でもなかったため、時間外加算が査定処理となりました。
また、時間外とされる時間帯においても、当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取り扱いで調剤を行っている場合は、時間外の取り扱いとはなりませんのでご注意ください。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p43、令和4年版 保険調剤Q&A p86～87 参照>

審査ニュース

事例2（返戻事例） 新型コロナ陽性患者に対する在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について

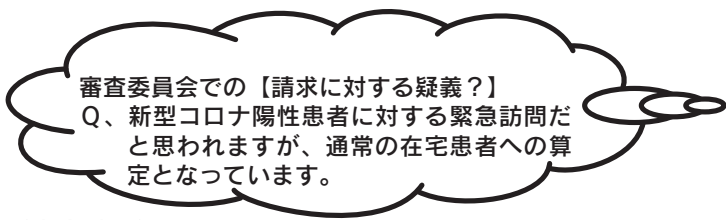
〈処方〉

メジコン錠15mg	3錠
ムコダイン錠500mg	3錠
ロキソニン錠60mg	3錠
【内服】 1日3回 毎食後 5日分	

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・1	12・1	メジコン錠15mg 3錠 ムコダイン錠500mg 3錠 ロキソニン錠60mg 3錠 【内服】 1日3回 毎食後 5日分	8	5	24 4	40	
摘要	CoV自宅								

基本料	薬学管理料
	緊訪B1
121	200



〈審査結果〉 返戻

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・1	12・1	メジコン錠15mg 3錠 ムコダイン錠500mg 3錠 ロキソニン錠60mg 3錠 【内服】 1日3回 毎食後 5日分	8	5	24 4	40	
摘要	CoV自宅								

基本料	薬学管理料
	緊訪B1
121	200

保険薬局において、新型コロナウイルス感染症の自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV自宅」または「CoV宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合における診療報酬上の臨時的な取り扱いは以下のようになっています。

処方箋を発行した医師の指示により、①当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。

また、②上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という）を用いた服薬指導を実施した場合または当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。

この場合、書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、それぞれ①緊コAまたは②緊コBの略号を用いることとなっています。

緊訪Aまたは緊訪Bとして請求する在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局でなければ算定できず、今回のケースでは処方内容からコードの選択誤りの可能性が疑われたため、返戻処理となりました。

事例3（査定事例） 同一日の複数処方箋の受付回数について

〈処方〉

カルボシステインDS50%「タカタ」	0.8g
【内服】1日3回 毎食後 1日分	
カロナール細粒20%	2.1g
【頓服】発熱時・疼痛時（1回用量 0.7g）	
カルボシステインDS50%「タカタ」	0.8g
【内服】1日3回 毎食後 5日分	

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方			調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途		単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・1	12・1	カルボシステインDS50%「タカタ」 【内服】1日3回 毎食後 1日分	0.8g	1	1	24 4	1	薬深48 調深8
2	1	12・1	12・1	カロナール細粒20% 【頓服】発熱時・疼痛時（1回用量 0.7g）	2.1g	1	1	21 0	1	薬深42
1	2	12・1	12・1	カルボシステインDS50%「タカタ」 【内服】1日3回 毎食後 5日分	0.8g	1	5	24 4	5	
摘要	同一日調剤 容態急変のため同一日再診 ①2:00 ②10:00									

?

受付回数

2

審査委員会での【請求に対する疑義?】

Q、同一日調剤にて算定をしていますが、同じ医薬品が処方されています。

〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方			調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途		単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・1	12・1	カルボシステインDS50%「タカタ」 【内服】1日3回 毎食後 1日分	0.8g	1	1	24 4	1	薬深48 調深8
2	1	12・1	12・1	カロナール細粒20% 【頓服】発熱時・疼痛時（1回用量 0.7g）	2.1g	1	1	21 0	1	薬深42
1	2	12・1	12・1	カルボシステインDS50%「タカタ」 【内服】1日3回 毎食後 5日分	0.8g	1	5	24 0 4 0	5	
摘要	同一日調剤 容態急変のため同一日再診 ①2：00 ②10：00									

受付回数

1

このケースは、深夜時間帯に受診し、処方箋により調剤を受け、いったん帰宅したのちに再度受診して来局されたため、受付回数を2回として保険請求しています。同一日調剤については、同一の保険医療機関の同一医師から交付された処方箋または同一の保険医療機関の異なる医師からであっても、一連の診療行為に基づいて交付されたものを同一日に受け付けた場合は、一括して受付回数は1回となります。また、別受付として認められるケースは、午前の処方箋受付後に患者の容体が急変し、再度医療機関を受診して処方箋を持参した場合などです。今回のケースでは、再診時に同一医薬品が再度処方されているため、一連の診療行為に基づいて交付された処方箋での調剤行為とみなされ、受付回数は1回、再診時の薬剤調製料と調剤管理料は査定処理となりました。

＜令和4年版 保険調剤Q&A p11 参照＞